

一般社団法人 東京都作業療法士会 定款

平成18年6月6日
平成24年6月10日
平成29年6月25日
令和3年6月26日

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京都作業療法士会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、主として東京都内に勤務もしくは在住する作業療法士の学術技能の研鑽と資質の向上及び社会的地位の向上に努め、作業療法の普及発展を図り、地域医療、福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 作業療法の学術の発展に関する事業
- (2) 作業療法士の技能の向上に関する事業
- (3) 作業療法の有効活用の促進に関する事業
- (4) 作業療法の普及と振興に関する事業
- (5) 内外関係団体との提携交流に関する事業
- (6) 事故若しくは災害等により被害を受けた障害者、高齢者又は児童等の支援を目的とする事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業は、その実施地域は東京都とする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 当法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士免許を有し、一般社団法人 日本作業療法士協会員であり、当法人の目的に賛同する者、東京都内に勤務する者、または東京都内に在住する者
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人または法人
 - (3) 名誉会員 この法人の事業に顕著な功労のあった者又は学識経験者
- 2 その他の会員については、理事会において別に定めることができる。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならぬ。

- 2 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。
- 3 名誉会員は理事会の定めるところにより理事会が推薦し、社員総会において承認を受けなければならない。

(入会金および会費)

第7条 正会員は、社員総会の決議により決められた入会金および会費を納入しなければならない。

賛助会員は理事会が定める入会金および会費を納入しなければならない。ただし、
名誉会員は会費を納めることを要しない。

- 2 既納の会費その他の拠出金については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第8条 会員はいつでも任意に退会することができる。ただし1ヶ月以上前に当法人に対して退会の予告をするものとする。

- 2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 第5条第1項に規定する資格を失ったとき。
- (2) 第7条の支払い義務を理事会で定めた年数履行しなかったとき。
- (3) 総会員の同意があったとき。
- (4) 死亡、法人にあっては解散。
- (5) 除名。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は定款、規則に違反したときは、社員総会において出席会員の過半数の同意によりその会員を除名することができる。

第4章 社員

(社員)

第10条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）における社員は、概ね正会員80人の中から1人の割合をもって選出される代議員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、4年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1)当該候補者が補欠の代議員である旨

(2)当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3)同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。

9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1)法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2)法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3)法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4)法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5)法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6)法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7)法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8)法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(辞任)

第11条　社員は、理事会において別に定める辞任届を提出することにより、任意にいつでも辞任することができる。

(社員資格の喪失)

第12条　社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第8条ないし第10条に基づき、この法人の正会員でなくなったとき。
- (2)その他解任すべき正当な事由があるとき。

第5章　社員総会

(構成)

第13条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条　社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)その他社員総会で決議するものとして法人法又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条　社員総会は、定期社員総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第16条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2　総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条　社員総会の議長は、当該社員総会において出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第18条　社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない社員は、他の社員による代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。

2 他の社員を代理人として議決権を行使する場合は、総会に出席する他の社員に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、社員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、社員は、法令で定めるところにより、本会の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時までに、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法で本会に提出しなければならない。

5 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規程)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会が別に定める社員総会運営規程による。

第6章 役員

(役員の種別および員数)

第23条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上18名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。(当法人においては会長とする)

3 代表理事以外の理事のうち2名以上3名以内を副代表理事とする。

(当法人においては副会長とする)

(役員の選任)

第24条 正会員の中から会長及び副会長、理事、監事を社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し副会長は、会長の業務を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長、理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、就任後2年内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結までとし、監事の任期は2年内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠または増員により選任された理事の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

3 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員の辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の議決により解任することができる。

(顧問)

第29条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(役員その他の報酬)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 会議

(会議の種別)

第31条 会議は、社員総会および理事会とし、社員総会は定期総会および臨時総会とする。

(構成)

第32条 社員総会は、代議員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、および理事、監事をもって構成する。

(権能)

第33条 社員総会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) その他、理事会が社員総会に付すべき事項として議決した事項

第34条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項について議決する。

- (1) 社員総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 社員総会に付議すべき事項
- (3) その他、社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第35条 定期総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または代議員の10分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上から請求があったときに開催する。

(招集)

- 第36条 会議は会長が招集する。
- 2 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。
- 3 会長は、前条第2項又は第3項に基づく請求があったときは、30日以内に会議を招集しなければならない。
- 4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは副会長が会議を招集する。

(議長)

- 第37条 社員総会の議長は、その会議において出席した構成員の中から選出する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第38条 社員総会は、代議員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第39条 会議の議事は、法令の定めがある場合および、この定款に別に規定するもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(書面による表決等)

- 第40条 やむを得ない理由のために会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第41条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
- (2) 代議員、正会員及び理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事および役職者の氏名と数（書面表決者および表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過要領およびその結果、並びに発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名捺印を得て、会長がこれを保存する。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類および監事の報酬等の支給基準を記載した書類

3 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第9章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法令に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第48条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総正会員の半数以上で構成する社員総会において、その3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、法令に規定する事由によるほか、総代議員の半数以上で構成する社員総会において、その3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、法令に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

第52条 この法人の公告は、電子公告に掲載する方法による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報により公告を行うこととする。

第12章 補則

(正会員に関する経過措置)

第53条 この定款施行の際、現に一般社団法人 日本作業療法士協会に属していない者は、本会単独の事業に関する限り正会員と同等の権利と義務を有するものとする。

(施行規則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第55条 この定款に規定のない事項は、すべてその他の法令によるものとする。

附則

1. この定款は平成18年6月6日より施行する。
2. この法人の最初の代表理事は田村孝司とする。
3. この定款は一部改正し、平成24年6月10日より施行する。
4. この定款は一部改正し、平成29年11月1日より施行する。
5. この定款は一部改正し、令和3年6月26日より施行する。

一般社団法人 東京都作業療法士会
定 款 施 行 規 則

平成 4 年 7 月 18 日
平成 11 年 6 月 5 日
平成 24 年 3 月 7 日
平成 25 年 4 月 24 日
平成 25 年 11 月 27 日
平成 29 年 11 月 1 日
平成 29 年 11 月 29 日
平成 30 年 4 月 23 日
平成 30 年 7 月 25 日
令和元年 6 月 22 日
令和 5 年 5 月 24 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この施行規則は、一般社団法人東京都作業療法士会定款をうけ、本会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 会員

(会員および会費)

第 2 条 定款第 5 条に定める正会員の会費は年額 8,000 円とする。

また、日本作業療法士協会との協定の基、協会員は士会員であることを原則とする。

- 2 定款第 5 条に定める賛助会員の会費は別に定める賛助会員規程によって規定する。
- 3 会費の納入は、原則として当該年度の 6 月末日までとする。
- 4 退会するときは遅滞なく会長に届出なくてはならない。また、退会した者で再度入会を希望する者は未納分の会費があれば納めることとする。
- 5 正会員の会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(会員情報の変更および異動)

第 3 条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときは、遅滞なく会長に届出なくてはならない。

- 2 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを修正する。

第3章 役員の選任

(役員の選任)

第4条 役員は、定款第23条、24条に基づき社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 役員選任については、社員総会に出席している代議員の直接投票による選挙とする。

3 役員選挙については、理事会の決議によって定める選挙管理規程に基づき実施する。

第4章 理事会

(理事会)

第5条 理事会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、定款第31条に基づき本会事業の運営上の重要事項を審議する。

2 理事会の開催、召集、議長、定足数、議決及び議事録は定款に定めるところによるものとする。

3 理事会が必要と認めた場合、構成員以外の者が理事会に出席し、意見を述べることができるるものとする。

(書面による会議)

第6条 理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、電子媒体、書面等により議決を行うことができる。

(専決事項の処理)

第7条 事項が急務緊急を要し、理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、理事会の議決に代わって、会長が専決処理をすることができる。

2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

3 第2項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

第5章 組織

(組織)

第8条 定款第4条に規定する本会事業を実施するために部、局、委員会を置く。

また、東京都保健二次医療圏12圏域を6つに分け、ブロックを構成する。

2 部は次のとおりとする。

学術部 教育部 広報部 保険部 福祉用具部 事業部 地域づくり共創部

3 局は次のとおりとする。

事務局

4 委員会は次のとおりとする。

選挙管理委員会 子ども委員会 認知症の人と家族の生活支援委員会

自動車運転と移動支援対策委員会 就労支援委員会

5 ブロックは次の通りとする。

区東部区東北部ブロック 区中央部区南部島しょ部ブロック 区西北部ブロック
区西部区西南部ブロック 北多摩ブロック 西多摩南多摩ブロック

6 部長及び事務局長、委員長、ブロック長は、正会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。部員及び局員、委員、ブロック員は、正会員の中から部長及び事務局長、委員長、ブロック長が推薦し理事会の承認を得て会長が委嘱する。

7 部長及び事務局長、委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

8 部長及び事務局長、委員長及び部員及び局員、委員の任期は、定款第 27 条の理事の任期に準ずるものとする。

(委員会)

第 9 条 委員会は、常設委員会と特設委員会とする。

- 2 常設委員会は、本会事業を実施するために常に必要となる事項についての検討や運営にかかる審議及び執行を行うものとする。
- 3 特設委員会は、理事会の委託を受け、特定事項の審議および執行を行うものする。
- 4 理事会は、特設委員会設置にあたり、任務の内容および分掌事項、期限を明示した特設委員会規程を定めなければならない。

(ブロック)

第 10 条 ブロックは、各圏域の会員の親睦を図り、研修会等の事業を行うものとする。

2 その他の圏域に関する事業について、部および委員会と連携して行うものとする。

(業務分掌)

第 11 条 部門の業務分掌事項は、次のとおりとする。

事務局

【管理部門】

- (1) 理事会、並びに三役会会議の開催及び運営
- (2) 総会の開催及び運営
- (3) 事務局会の開催及び運営
- (4) 会員管理
- (5) 財務管理
- (6) 内外公文書その他の文書管理
- (7) 定款、定款施行規則等の管理
- (8) 日本作業療法士協会との協力
- (9) 関連団体・他都道府県士会との協力
- (10) パート職員の管理
- (11) 備品台帳の管理

- (12) OA 備品の管理
- (13) FAX による情報発信の運営
- (14) 事務所の運営、管理
- (15) 地域リハビリテーション活動支援事業委託に関すること
- (16) その他、法人運営・管理に関すること

【財務部門】

- (1) 予算執行に関する収支管理
- (2) 予算案の編成
- (3) 補正予算案の編成
- (4) 源泉徴収税の管理
- (5) 各部への会計処理などの支援
- (6) 通帳及び法人基金、積立金の管理
- (7) 会計帳簿類の見直し及びデータ管理
- (8) 会費納入率安定化の為の支援
- (9) 外部事業に関する会計処理
- (10) その他、法人の財務に関すること

学術部

- (1) 学術誌「東京作業療法」企画編集発行
- (2) 学会開催支援
- (3) 学術的資料編纂および保管
- (4) 必要に応じた学術的調査活動
- (5) その他、学術活動に関わる業務

教育部

- (1) 東京都作業療法士会主催の研修に関すること
- (2) 日本作業療法士協会生涯教育制度の運用
- (3) 学会・研修会等受講者の生涯教育受講記録の管理
- (4) その他生涯教育、研修運営に関すること

広報部

- (1) 作業療法の広報に関すること
- (2) 会員向けの会報の発行
- (3) ホームページの管理運営
- (4) 一般向けのパンフレットの作成
- (5) その他広報、作業療法啓蒙活動に関すること。

保険部

- (1) 作業療法が関わる医療保険・介護保険などの公的保険制度の調査と会員への情報発信
- (2) 東京都の保健福祉に関する動向の調査や事業への参画と会員への情報発信
- (3) 各ブロックの事業に関するサポート
- (4) 災害対策に関する事業
- (5) その他、保険部の事業として理事会で認められた事業

福祉用具部

- (1) 福祉機器・用具に関する情報収集と会員への情報提供
- (2) 福祉機器・用具に関する研修会の開催
- (3) 福祉機器・用具に関する内外からの相談対応
- (4) 福祉機器・用具に関する広報活動
- (5) 福祉機器・用具に関する研究

事業部

- (1) 都民・行政・多職種団体に対する作業療法の啓発活動等の企画・運営
- (2) 都民・行政・多職種団体に対する普及振興事業の運営
- (3) 会員に対する福利厚生事業の企画・運営
- (4) その他、作業療法の普及振興および交流事業に関すること

地域づくり共創部

- (1) 生活行為向上マネジメントの啓発普及推進
- (2) 地域包括ケアシステム関連事業（地域ケア会議等）への作業療法士の参画支援
- (3) 対応窓口の設置（自治体、都民、会員からの相談対応）と情報収集
- (4) その他、地域包括ケアシステムに関すること

選挙管理委員会

- (1) 役員選任に関すること
- (2) 代議員選任に関すること

こども委員会

- (1) 子どもに関する作業療法の啓発普及推進
- (2) 子ども関連施策等への作業療法士の参画支援
- (3) 作業療法に関連する子ども関連の情報集約及び整理
- (4) 子どもの作業療法に関する会員の資質向上
- (5) その他、子ども支援に関すること

認知症の人と家族の生活支援委員会

- (1) 認知症における作業療法の啓発普及推進
- (2) 認知症関連施策等への作業療法士の参画支援
- (3) 作業療法に関する認知症についての情報集約及び整理
- (4) 認知症における作業療法成果の事例公開
- (5) その他、認知症支援に関すること

自動車運転と移動支援対策委員会

- (1) 運転に関する情報収集及び整理。
- (2) 作業療法士による運転等の移動支援についての実態調査。
- (3) 運転等の移動支援についての会員への情報発信。
- (4) 関係諸団体への啓発及び協力関係構築。
- (5) その他、運転等移動支援に関すること。

就労支援委員会

- (1) 作業療法士の係る就労支援に関する啓発普及推進
- (2) 就労支援関連分野等への会員の参画支援
- (3) 就労支援に関する会員の資質向上
- (4) 就労支援に関する会員のネットワーク構築
- (5) 就労支援の情報集約及び整理
- (6) その他、作業療法士のかかわる就労支援に関すること

(部署の設置)

第 12 条 会務運営に必要な部署の設置は、理事会で決定することができる。

第 6 章 施行規則の変更

(規則の変更)

第 13 条 この施行規則は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

- 1 この規程は、平成 4 年 7 月 18 日より施行する。
- 2 この規程は、一部改正し平成 11 年 6 月 5 日より施行する。
- 3 この規程は、一部改正し平成 24 年 3 月 8 日より施行する。
- 4 この規程は、一部（定款第 2 条 2 項）改正し平成 25 年 6 月 16 日より施行する。
- 5 この規程は、一部（定款第 2 条 1 項）改正し平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

- 6 この規程は、一部改正し平成 25 年 11 月 27 日より施行する。
- 7 この規程は、一部改正し平成 29 年 11 月 1 日より施行する。
- 8 この規程は、一部改正し平成 29 年 11 月 29 日より施行する。
- 9 この規程は、一部改正し平成 30 年 4 月 23 日より施行する。
- 10 この規定は、一部改正し平成 30 年 7 月 25 日より施行する。
- 11 この規定は、一部改正し令和元年 6 月 22 日より施行する。
- 12 この規定は、一部改正し令和 5 年 5 月 24 日より施行する。